

極秘

閣甲第二五九號

案起

昭和十五年八月十三日

閣議決定

昭和十五年八月十六日

施行

昭和十五年八月十六日

內閣總理大臣

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

厚生大臣

內務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

鑛山大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙企畫院總裁上申
對關滿支輸出入物資價格調整二

閣スル件
右閣議ニ供スル為ニ
文書出入帳簿對照書ニ

通牒案

(一)

昭和十五年八月十六日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年八月十二日上申
(企畫院上申第一六四號) 對關

滿支輸出入物資價格調整ニ關スル件上
申ノ通閣議決定相成候

(二)

昭和十五年八月十六日

内閣書記官長

各省大臣

(司法、文部
兩大臣ヲ除ク)

對滿事務局總裁

宛(各通)

興亞院總裁

對關滿支輸出入物資價格調整ニ關シ別

紙要綱人通閣議決定相成候條依命此
段及通牒候

橫濱市會
各府大臣

內閣書記官

一九一二年一月一日

中華民國憲法草案
憲法草案出入



企畫院上申第一六四號

昭和十五年八月十二日

企畫院總裁 星野直



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

對關滿支輸出入物資價格調整ニ關スル件

對關滿支輸出入物資價格調整ニ關シ別紙「對關滿支輸出入物資價格調整要綱」ノ通閣議決定相成様致度此段及上申候

主任 第五部 油谷事務官

內閣

對關滿支輸出入物資價格調整要綱 (一五 八 一二 企畫院)

本邦物價ト關滿支物價トノ格差顯著ナル爲之等地域トノ間ニ於ケル物資ノ圓滑ナル交流ヲ阻害シ且本邦物價ニ惡影響ヲ及ボシツツアル實情ニ鑑ミ爰ニ決定セル對滿支貿易計畫及資金統制計畫ニ照應シ次ノ如キ要領ニ依リ輸出入物資ノ價格調整ノ措置ヲ講ジ現地ニ於ケル通貨政策ノ圓滑ナル遂行ニ資シ圓域貿易並ニ經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ラントス

第一對支

一 支那向輸出價格ハ價格等統制令ノ除外ヲ認ムルコトトシ國內取引價格ト支那向輸出價格トノ差額ハ之ヲ適當ニ留保セシムル措置ヲ講ズルコト

二 支那向輸出物資ノ本邦國內取引價格ハ國內價格ニ依ルコトトシ集荷上必要アル場合ハ適當ナル措置ヲ講ズルコト

三 支那ヨリノ對日供給物資ノ本邦國內取引價格ハ國內價格ニ依ルコト

トトシ輸入價格トノ差額アル場合ハ一ニ依リ留保シタル資金ヲ以テ之ヲ調整スルコト

四 支那向輸出價格及支那ヨリノ輸入價格ハ原則トシテ現地ニ於ケル取引價格ヲ基準トシ之ヲ定メ漸次之ヲ引下グルコトヲ目途トスルコト

五 支那ニ於ケル取引價格ヲ適正ニシ且配給ノ圓滑ヲ圖ル爲現地ニ於ケル輸出入統制機構ヲ可及的速ニ整備シ本邦ニ於ケル輸出入機構ト密接ナル提携ヲ爲スコト

六 一、三ニ付テハ貿易組合ヲ活用スルコトトシ其ノ總聯合會（新設）ヲシテ資金ヲ留保セシメ其ノ留保シタル資金ノ運用及處分ニ關シテハ政府ニ於テ嚴重ナル指揮監督ヲ爲スコト

七 本要領ニ依ル措置ヲ講ズベキ對支輸出入物資ハ其ノ需給、價格及用途等ヲ勘案シ之ヲ選定スルコト

八 四ノ價格決定、六ノ指揮監督及七ノ物資選定等ニ關スル重要事項

ニ付テハ商工省ハ關係各廳ト協議連絡ノ上之ヲ爲スモノトスルコト
九 外地ニ於テモ本要綱ニ準ジ適當ナル措置ヲ講ズルコト

第二對關滿

對關滿輸出入物資ノ價格ハ原則トシテ本邦國內價格ニ依ラシムルコト
トシ且之等物資ノ交流ヲ確保スル爲適當ナル措置ヲ講ズルコト
本要綱ノ實施ヲ確保スル爲ノ關東州、滿洲國、香港及南洋等向輸出ニ
付適當ナル措置ヲ講ズルコト

四印余

機密取扱

對關滿支輸出入物資價格調整要綱

7	6	5	4	3	2	1	小 番 號
—	—	—	—	—	—	—	部 數
海 軍 大 臣	陸 軍 大 臣	大 藏 大 臣	厚 生 大 臣	內 務 大 臣 兼	拓 務 大 臣 兼	外 務 大 臣 兼	內 閣 總 理 大 臣
							原 議 用
							配 付
							備 考

20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8

— — — — — — — —

司	文	農	商	遞	鐵	書	法	司
法	部	林	工	信	道	記	制	法
大	大	大	大	大	大	官	局	大
臣	臣	臣	臣	臣	臣	長	長	臣

中國國務卿
秘書長加壽

17
18
19
20 四部
 昭和十五年八月十五日
 在重慶、成都

極秘

閣甲第二五八號

起案 昭和十五年八月十二日

閣議決定 昭和十五年八月十六日施行

昭和十五年八月十六日

內閣總理大臣 友

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

友

陸軍大臣

友

文部大臣

柄

遞信大臣

哲

厚生大臣

友

內務大臣

友

海軍大臣

通

農林大臣

亨

鐵道大臣

哲

農商務大臣

友

大藏大臣

友

司法大臣

章

商工大臣

友

拓務大臣

友

別紙企畫院總裁上申

南方經濟施策ニ關スル件

右閣議二供又

通牒案

昭和十五年 八月十六日

内閣書記官長

外務大臣
大藏大臣
陸軍大臣

海軍大臣

農林大臣

商工大臣

逓信大臣

拓務大臣

宛（各通）

南方經濟施策ニ関スル件

現下ノ情勢ニ鑑ミ南方諸地域ニ對スル
經濟施策ニ関シ別紙要綱ノ通閣議
決定相成候條依命此段及通牒候

昭和十五年八月十六日

(二)

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年八月十二日上申(企畫院上申第一六三號)

南方經濟施策ニ関スル件上申ノ通

閣議決定相成候



主任 第一部 藤 調査官

企畫院上申第一六三號

昭和十五年八月十二日

企畫院總裁 星野直

樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

南方經濟施策ニ關スル件

現下ノ情勢ニ鑑ミ南方諸地域ニ對スル經濟施策ニ關シ別紙南方經濟施策要綱ノ通閣議決定相成度
右本院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

閣甲 二五八

內閣

極秘

南方經濟施策要綱

第一、基本方針

一、南方經濟施策ノ目標ハ支那事變處理上竝ニ現下世界ニ生成發展ヲ見ツツアルプロツク態勢ニ對應スル國防國家建設ノタメ皇國ヲ中心トスル經濟的大東亞圈ノ完成ニアリ。

二、南方各地帶、地域ノ經濟施策ノ輕重緩急ハ左記ニシル。

イ、佛領印度支那、泰國、緬甸、蘭領印度、比律賓、英領馬來、英領ボルネオ、葡領チモール等ノ內圈地帶ノ施策ニ重心ヲ置キ、英領印度、濠洲、新西蘭等ノ外圈地帶ハ第二段トス。

ロ、各地域ノ施策ハ皇國ノ軍事的資源的要求ヲ基礎トシ内外ノ情勢ヲ顧慮シテ緩急ソノ序ニヨリ適宜之ヲ行フ。

三、南方經濟施策ニ當リテハ之等地域ニ皇國政治勢力ノ扶植ニ努ム。

四、南方經濟施策ノタメ華僑ノ動向極メテ重大ナルニ鑑ミ大局的見地ニ

立ち之ヲ指導ス

第二、要領

一、南方諸地域ニ於ケル邦人ノ經濟的活動ヲ阻害スル諸種ノ制限ヲ撤廢シ更ニ積極的發展ヲ圖ルタメ左記各項ノ實現ニ努ム。

イ、重要物資ヲ確保スルタメノ輸出保障獲得

ロ、通商障害ノ除去

爲シ得レバ貿易ニ對スル日本ノ指導的地位ノ獲得ニ努ム

ハ、求償貿易制又ハクレヂツトノ設定竝ニ爲替協定ノ締結

ニ、企業制限ノ撤廢竝ニ鑛業權其ノ他企業權益ノ獲得

ホ、入國居住及ビ營業制限ノ撤廢

ヘ、交通通信特殊權益ノ獲得

ト、資源調査ノ自由獲得

チ、經濟顧問ノ採用

二、南方諸地域ニ對スル諸事業ハ東亞全體ニ亘ル綜合的見地ニ立ちテ統

3

制的ニ實施ス。

イ、重要物資（石油、ニツケル、錫、ボークサイト、ゴム、キナ、石炭、鐵等）ノ獲得ニ就テハ企業經營ニ重點ヲ置キノ經營ニ當リテハ出資得ル限り現地資本資材ノ利用ニ努ム。

ロ、航空、海運、通信等ノ諸事業ニ就テハ南方ニ於ケル交通通信ノ實權ヲ掌握シ東亞全局ノ指導的地位ヲ確保スル如ク指導助成ス。

ハ、水産業ニ就テハ南方各地域ニ確固タル地歩ヲ建設スル如ク指導助成ス。

三、軍事外交ノ強行措置ヲ採ル場合ニハ一層廣汎且重大ナル經濟權益ノ獲得ヲ圖ル。

四、南方關係諸會社ノ整理統合擴充ヲ實施シ南方ノ新情勢ニ應ジテ經濟活動ノ圓滑強化ヲ圖ル。

閣甲第二六二號


案起

昭和十五年八月十五日

閣議決定

昭和十五年八月十六日施行

昭和十五年八月十六日

内閣總理大臣 

内閣書記官長



内閣書記官



外務大臣 

陸軍大臣



文部大臣



遞信大臣



厚生大臣




内務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



鑛山大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣



拓務大臣



別紙企畫院總裁上申
總力戰研究所設置ニ關スル件

右閣議

二 供天

通牒案

(一)

昭和十五年八月十六日

內閣書記官長

各省次官

法制局長官

興亞院總務長官

對滿事務局次長

宛(各通)

總力戰研究所設置ニ関スル件
標記ノ件別紙ノ通閣議決定相成候條
依命此段及通牒候

(二)
昭和十五年八月十六日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年八月十五日上申

(企畫院上申
第一六八號)

總力戰

研究所設置ニ關スル

件

上申

通閣議決

定相成候



主任 第一部 秋永 調査官

企畫院上申第一六八號

昭和十五年八月十五日

企畫院總裁 星野直

樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

總力戰研究所設置ニ關スル件

總力戰研究所設置ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度企畫院官制
第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

閣田 二六二

內閣



總力戰研究所設置ニ關スル件

近代戰ハ武力戰ノ外思想。政略。經濟等ノ各分野ニ亘ル全面的國家總力戰ニシテ第二次歐洲大戰ハ本特質ヲ如實ニ展開シ支那事變ノ現段階モ亦カカル様相ヲ呈シツツアリ皇國カ有史以來ノ歴史的一大轉機ニ際會シ庶政百般ニ亘リ根本的刷新ヲ加ヘ萬難ヲ排シテ國防國家體制ヲ確立センカ爲ニハ總力戰ニ關スル基本的研究ヲ行フト共ニ之カ實施ノ衝ニ當ルベキ者ノ教育訓練ヲ行フト必要ニシテ此ノ事タルヤ延テ政戰兩略ノ一致並ニ官吏再訓練ニ貢獻スルコト尠カラスト認メラル依テ左記要領ニヨリ總力戰研究所ヲ設置シ總力戰態勢整備ノ礎石タラシムルコト現下喫緊ノ要務タリ

記

一 總力戰研究所ハ國家總力戰ニ關スル基本的研究ヲ行フト共ニ總力戰實施ノ衝ニ當ルベキ者ノ教育訓練ヲ行フト以テ目的トスルコ

ト

- ニ 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬スルモノトスルコト
- 三 總力戰研究所ハ所長（陸海軍將官又ハ勅任文官）竝ニ所員若干名ヲ以テ構成シ各廳竝ニ民間ニ於ケル優秀ナル人材ヲ簡拔スルコト
- 四 研究員ハ差當リ文武間及民間ヨリ簡拔シタル者若干名ヲ以テ之ニ充テ其ノ教育期間ハ概ネ一年トスルコト
- 五 研究所ハ至急之ヲ開設シ先ツ所員ヲ以テ總力戰ニ關スル基本的調査研究ヲ行ヒ昭和十六年度ヨリ研究員ノ教育訓練ヲ實施スルモノト豫定スルコト

六 本件ニ關スル經費ハ付テハ適當ナル措置ヲ講スルモノトスルコト

閣
甲第二八〇號

案起

昭和十五年九月三日

閣議
決定

昭和十五年九月三日施行

裁可昭和
年月日行

昭和十五年九月三日

內閣總理大臣

齋藤

內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

齋藤

逓信大臣

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

農林大臣

齋藤

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙企畫院總裁上申

昭和十六年度米穀對策ニ關スル

件
昭和十六年度米穀博策ニ關スル
右閣議ニ供スル爲ニ申

通牒案

昭和十五年九月三日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年九月二日上申(企畫院上申)昭
和十六年度米穀博策ニ關スル件上申
第一七八號

通閣議決定相成候

内
目

主任 第四部 田 書記官

企畫院上申第一七八號

昭和十五年九月二日

企畫院總裁 星野直樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

昭和十六年度米穀對策ニ關スル件

昭和十六年度米穀對策ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及
上申候

內閣

昭和十六年度米穀封鎖ニ關スル件

一 昭和十六米穀年度ニ於ケル米穀ノ需給ヲ見ルニ、各種ノ事情ニ因リ相當多量ノ不足ヲ生ズルノ惧アリ。今最近ノ情況ニ基キ之ガ推算ヲ試ミルニ、別紙參考表ノ如ク大凡九百萬石程度ノ不足ヲ生ズルモノト推定セラル。

二 仍テ之ガ對策トシテ左ノ如キ方策ヲ實施シ集荷配給ノ管理統制ヲ強化スルト共ニ極力消費ノ規正ヲ圖ルモノトス。

(一) 米穀生産者及地主ハ政府ノ方針ニ從ヒ其ノ生産シ又ハ小作料トシテ受ケタル米穀中自家用保有米ヲ除クノ外ハ總テ之ヲ國家管理ノ下ニ販賣スルモノトスルコト

右管理米ノ數量ハ市町村農會ニ於テ原則トシテ收穫期前ニ各生産者及地主ニ之ヲ割當ツルモノトシ其ノ集荷ヲ敏捷ニ進捗セシムル爲收穫、脱穀調製、集荷等ノ作業ノ共同的實施ヲ奨励シ政

府ハ之ニ對シ適切ナル措置ヲ講ジ且管理米ニハ一定ノ證印ヲ押捺シ特定ノ場所ニ之ヲ集荷スルモノトシ管理米ノ數量及所在ノ明確ヲ期スルコト

□ 管理米ハ成ルベク大量へ二千萬石程度ヲ政府ニ於テ買入ルモノトシ爾餘ノ分ニ付テモ政府ハ原則トシテ其ノ指定スル倉庫ニ寄託セシムルコトトシ之ニ必要ナル措置ヲ講ジ以テ管理ノ徹底ヲ期スルコト

○ 米穀ノ配給ニ付テハ中央ニ於テ各道府縣ノ需給事情ニ應ジ道府縣ヲ單位トシテ全國ヲ通ズル計畫的配給ヲ爲スコトトシ地方長官ハ管内ノ配給ヲ統制スルコト

○ 米穀ノ配給ニ付テハ政府所有米及管理米ノ増強ニ應ジ地方ノ實情ニ即シ消費者ニ對スル配給割當制度ヲ實施シ消費規正ノ徹底ヲ圖ルコト

酒造米等ニ付テハ尠クモ前年度程度ノ消費規正ヲ爲スコト

(五) 農業必需物資（肥料、飼料、農器具、ゴム、肥料、石油、地下足袋、作業衣等）ノ配給ニ付テハ農耕者ニ適期ニ確實ニ必要量ヲ供給シ得ル組織及方法ヲ確立スルコト

(六) 本對策ノ實施ニ必要ナル金融竝ニ豫算的措置ハ別途之ヲ講ズルコト

(七) 本對策ヲ根幹トシテ更ニ綜合的食糧對策ノ整備擴充ヲ圖ルコト

(八) 外地ニ於テモ本對策ノ效果ヲ全タカラシムル爲適當ナル措置ヲ講ズルコト

三 右ノ方策ヲ實施スルト共ニ相當多量ノ外米輸入ノ爲速ニ必要ナル措置ヲ講ズルノ要アリ。

然ルニ我國ノ正貨ノ現況竝ニ緊迫セル國際情勢ニ鑑ミ外米ノ輸入ノ爲正貨ヲ用フルコト極メテ困難ナリ。仍テ左ノ應急方法ヲ講ズルモノトス。

甲 佛領印度支那 五百萬石ヲ目標トシ、タレドイツトノ設定ニ

依リ之ガ輸入ヲ圖ルコト但シ事情ニ因リ求償貿易ニ依ルヲ妨ゲザ
ルコト

乙 泰國 四百萬石ヲ目標トシ能フ限り雜貨等ノ輸出促進ニ依リ

爲替關係ヲ壓迫スルコトナク之ガ輸入確保ヲ期スルコト

別紙參考表

昭和十六年度米穀需給推算 (一五八二九)

供給計	生			持		
	臺灣	朝鮮	内地	臺灣	朝鮮	内地
10,560.8	9,252	23,449	64,730	600	262	3,315
10,684.6	8,638	10,076	68,997	381	292	4,061
10,861.7	1,57	8,963	65,869	610	386	8,493
		24,139	98,971			9,489
		2,344.9	97,431			4,734
		23,449	93,429			4,734
		9,252	68,997			4,061
		10,076	64,730			3,315
		8,638	600			262
		1,57	262			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315
		24,139	600			3,315
		23,449	600			3,315
		9,252	600			3,315
		10,076	600			3,315
		8,638	600			3,315
		1,57	600			3,315
		8,963	600			3,315

消 費	内 地	朝 鮮	臺 灣	輸 出	圓 ブ ロ ツ ク	第 三 國	需 要 計	持 越	要 輸 入
一〇四、二八〇	八〇、八四四	一八、〇四七	五、三九三	一、〇〇〇	九、五〇〇	五〇	一〇五、二八四	六、〇〇〇	九、六七六
一〇一、六五二	八一、八三二	一三、七八六	六、〇三四	一、〇一七	九、六七	三〇	一〇二、六六九	四、一七七	一
一〇二、〇一七	八〇、九三二	一四、一五一	六、九三四	六、五二	六、〇二	三〇	一〇二、六六九	四、一七七	一
一〇二、〇八四	七九、三四四	一七、六四七	五、〇九三	一、〇九〇	一、〇四二	四八	一〇三、一七四	四、七三四	一

備考

- 一、昭和十六年度ノ持越ニ付テハ昭和十五年度物動計登ノ数量ヲ計上セリ
- 二、昭和十六年度ノ生産ニ付テハ内地ハ昭和十五年八月十五日現在ノ稻作況ニ依ル生産見込数量ヲ、朝鮮ハ昭和一一、一二、一三年ノ三ヶ年平均生産数量ヲ、臺灣ハ昭和一二、一三、一四年ノ三ヶ年平均生産数量ヲ夫々計上セリ
- 三、昭和十六年度ノ消費ニ付テハ一ヶ年間ノ自然増加数量ヲ内地七五〇千石、朝鮮二〇〇千石、臺灣一五〇千石ト見積リ各昭和十四米穀年度ノ消費実績ニ其ノ二ヶ年分ヲ加算セルモノヲ計上セリ
- 四、昭和十六年度ノ輸出ハ昭和十五年度物動計登数量ヲ計上セリ
- 五、昭和十四年度ノ実績ノ需要ト供給ニ差異アルハ内地間ノ移出移入数量ニ誤差アル爲生ジタルモノナリ

閣甲第二九三號

案起

昭和十五年九月二十一日

閣議決定
昭和十五年九月二十四日施行
裁可昭和十五年九月二十四日施行

昭和十五年九月二十四日

通牒

內閣總理大臣

齋藤

內閣書記官長



內閣書記官



外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣



逓信大臣

齋藤

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

齋藤

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

齋藤

鑛務大臣

齋藤

大藏大臣



司法大臣

齋藤

商工大臣



拓務大臣

齋藤

別紙企畫院總裁上申

國土計畫設定ニ關スル件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年九月二十五日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年九月二十日上申(企畫院上申 第二四號) 國

土計畫設定ニ關スル件上申、通閣議

決定相成候

通牒案

昭和十五年九月二十四日

內閣書記官長

各省大臣

興亞院總裁

對滿事務局總裁

內閣東北局長

宛(各通)

國土計畫設定要綱別紙以通閣議

決定相成候條依命此段及通牒候

各題表の包取

各題表の包取 取 (各題)

各題表の包取

各題表の包取

各題表の包取

各題表の包取

各題表の包取



企畫院上申第一八四號

昭和十五年九月二十日

企畫院總裁 星野直



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

國土計畫設定ニ關スル件

標記ノ件別紙國土計畫設定要綱ノ通閣議決定相成様致度
本院官制第一條第一項第一號ニ依リ此段及上申候

主任 第一部 貫書記官

閣甲 二九三

內

閣





國土計畫設定要綱

第一 國土計畫設定ノ趣旨

肇國ノ理想ニ基キ、時勢ノ進運ニ對處シテ新東亞建設ノ聖業ヲ完遂スル爲ニハ、東亞諸邦ヲ對象トスル綜合的經營計畫ヲ樹立シ、之ヲ基準トシテ國力ノ飛躍的増強ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリ
即チ日滿支ヲ通ズル國防國家熊勢ノ強化ヲ圖ルヲ目標トシテ國土計畫ノ制ヲ定メ、地域的ニハ滿支ヲモ含メ、時間的ニハ國家百年ノ將來ヲモ稽ヘ、産業、交通、文化等ノ諸般ノ施設及人口ノ配分計畫ヲ土地トノ關聯ニ於テ綜合的ニ合目的々ニ構成シ、以テ國土ノ綜合的保全利用開發ノ計畫ヲ樹立シ、一貫セル指導方針ノ下ニ時局下諸般ノ政策ノ統制的推進ヲ圖ラントス

第三 計畫ノ種別並運用

一 日滿支計畫

日滿支三國ヲ通ズル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ニシテ其各國ヲ以テ各單位地域トシ、之ニ對スル人ト施設トノ合理的配分方針ヲ策定スルモノトス

日滿支計畫ハ關係各國ノ行フ國土計畫的專業策定ノ基準タルベキモノニシテ、皇國ニ關シテハ中央計畫策定ノ基準タルモノトス

二 中央計畫

中央計畫ハ内外地全般ヲ對象トスル計畫ニシテ、日滿支計畫ヲ基準トシテ策定ヲ圖ルモノトシ、内外地各地方ノ特性ヲ發揮セシメ國家的見地ヨリスル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ヲ樹立スルモノトス

中央計畫ハ各廳所管行政ノ基準トナリテ運用セララルベク、内地ニ

第三 策定要領

於ケル各單位地域別地方計畫及外地ニ於ケル開發計畫策定ノ基準トナルノ外各廳所管ノ事業トシテ直接實施セラルベキモノトス

一、國土計畫ニ關スル調査、研究、立案ハ本計畫設定ノ趣旨ニ鑑ミ國家ノ綜合國防力ノ增強ヲ圖ルノ見地ヨリ常ニ發展的ニ統一のニ之ヲ行フモノトス

二、計畫立案ハ一定ノ目標時期ヲ定メ、日、滿、支、南洋ヲ含ム東亞共榮圈ノ確立ヲ圖ルヲ目標トシテ之ヲ企畫スルモノトス

三、計畫ニ當リテハ國土ノ愛護保全ヲ旨トシ、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫トノ有機的關聯ニ於テ産業及人口ノ統制的配分ヲ圖ルニ重點ヲ置キ、常ニ防空上ノ考慮ヲ重視スルモノトス

四、經濟ニ關スル計畫ニ付テハ東亞共榮圈内ニ於ケル資源ノ開發、

保全、涵養ニ依ル必要物資ノ確保ト其適正ナル交流配分ヲ圖リ、併セテ國際經濟ニ於ケル優位ノ獲得ニ努ムルヲ以テ目的トス

五、人口ニ關スル計畫ニ付テハ人口ノ量的質的增強ト之ガ地域の職能的ノ適正ナル配分ヲ圖ルヲ以テ目的トス

六、基礎調査ハ各廠ノ調査ヲ統合シ、民間ノ協力ヲ得テ内外ニ亘ル關係資料ノ整備ヲ圖ルモノトス

第四 主要篤定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工礦業配分計畫

イ、重化學工業ノ業種別配分計畫

ロ、輕工業ノ業種別配分計畫

ハ、工業地帶配分計畫

ニ、鑛產資源開發計畫

三、農林畜水產業配分計畫

イ、農業計畫

ロ、林野計畫

ハ、水産計畫

四、綜合的交通計畫

イ、内外地交通通信整備計畫

ロ、東亞交通通信整備計畫

五、綜合的動力計畫（燃料ヲ含ム）

六、綜合的治水治水及利水計畫

七、綜合的人口配分計畫

イ、都市配置ニ關スル計畫

ロ、職能別人口配分計畫

ハ、地域別人口配分計畫

二、綜合的移民計畫

八、文化厚生施設ノ配分計畫

九、單位地域別計畫ノ基本方針

第三、事務ノ機構並其運用

一、國土計畫ハ内閣總理大臣ノ主管トシ、其事務ハ企畫院ヲシテ掌
ラシム

二、内閣ニ官制ニ依ル「土計畫委員會」ヲ設置シ、國土計畫ノ策定並
運用ニ關スル諮問機關タラシムルコト

三、各廳ハ國土計畫ノ策定ニ參畫シ、其所管ニ從ヒ、計畫ノ内容タ
ル事項ノ調査、計畫、實施ヲ掌ル

内閣總理大臣ハ各廳ノ行フ事業ニ付國土計畫ノ運用上必要ナル統
轄ヲ行フコトヲ得ルモノトスルコト

地方計畫ニ付テモ内閣ニ於テ之ヲ統制ス

四、各廳ニ設置セラレアル各種會議、調査會、委員會等ハ必要ニ應ジ國土計畫委員會ト密接ナル連絡ヲ保持スベキモノトシ、之ガ連絡ノ方法ニ付テハ別途考慮スルモノトス

五、日滿支計畫ニ關スル滿支兩國トノ連絡ハ各關係所管廳ヲ通ジテ之ヲ行フ

六、中央計畫ノ外地ニ於ケル實施ハ一般的ニ各外地官廳ノ所管トシ拓務省（關東州ニ付テハ對滿事務局）之ヲ統制ス

子後控分用

國土計畫ノ設定ニ付テ

(星野企畫院總裁談話要旨)

日滿支ヲ通ズル綜合国力ノ發展ヲ目標トスル國土開發計畫ノ確立ヲ圖ルコトニ付テハ既ニ現内閣ノ基本國策トシテ之ヲ取上ゲ、爾來企畫院ヲ中心トシテ之ガ計畫策定ノ方式ニ關スル研究ヲ重ネ來ツタ次第ナルガ、今回國土計畫設定要綱トシテ閣議決定ヲ見ルニ至ツタ。

今ヤ世界ノ歴史的轉換期ニ當リ、皇國ヲ中心トシ日滿支三國ノ聯携ヲ樞軸トスル大東亞共榮圈ノ形成ヲ圖ルコトハ時勢ノ要務トナツタノデアルガ、之ガ爲ニハ産業經濟ニ就テモ交通ノ方面ニ於テモ日滿支ヲ通ズル綜合的十科學的十計畫ヲ樹立シ之ヲ基準トシテ總テノ施策ヲ進メナケレバナラナイ。コトニ國土計畫ヲ必要トスル第一ノ理由ガアル。

瀕ツテ一面最近ニ於ケル生産力擴充ノ進展ニ伴フ急激ナ工場ノ増設其
ノ他ノ原因ニヨル大都市ノ無制限ニ膨脹、新興工業都市ノ發生ハ國民
ノ保健、衛生、防空、交通等種々ノ方面ニ多クノ問題ヲ發生セシメツ
ツアリ。農村ニ付テハ農耕地ガ潰サレタリ山林ガ荒廢ニ導カレルトイ
フ様ナコノ儘ニ放任スルヲ許サナイ問題ノ發生ヲ見ルニ至ツタ。勿論
都市ノ分散配置ノ問題、工業ノ地方化ノ問題、農業生産ノ計畫化ノ問
題等夫々部分的ニハ研究モサレ亦着々ト實施ニ移サレテナルトコロ
デアルガ、夫々ノ計畫ノ間ノ有機的綜合ヲ圖ルベキ適切ナ綜合的計畫
ノ缺ケテナルコトガ之等ノ總テノ計畫ノ實行力ヲ弱メテナル實情デア
ル。コレ等ノ問題ニ答ヘ時局下諸般ノ政策ニ對シテ統一シタ目標ヲ與
ヘヨウトスル所ニ對シテ必要トスル第二ノ理由ガアル。

國土計畫ハ新様ナ時勢ノ要求ニ應ジテ策定シヨウトスルモノデナル

ガ、計畫ノ方式ハ一日漸支三割ヲ過ズル高度ノ國防國家態勢ノ強化ヲ圖ルトイフ點ニ計畫ノ最高目標ヲ置キ、之ヲ中心トシテ産業、交通、文化等ノ諸般ノ施設ノ配分計畫及人口ノ地理的分布計畫ヲ綜合的ニ考ヘテ國土ノ綜合的ヲ保全利用開發ノ計畫ヲ獨立セントスルモノデアル。尤モ國土ノ利用開發トイフテモ唯功利的ヲ氣持デ國土ヲ利用スルトイフノデハナク飽クマデ國土變ノ精神カラ出發シ國土ヲ完成シテユクトイフ心算ヘテ以テ總ベテノ計畫ヲ策定シテユカネバナラナイコトハ勿論デアル。

計畫ノ種類ハ自ラ日漸支三割ヲ過ズル計畫ト皇國ノ領域ニ關スル計畫トノ二ツニ大別サレルコト、ナルガ之等ノ計畫ヲ行フタメニハ内地ニ於ケル人口ノ包容限度トカ、食糧自給ノ限界トカイフ極メテ基本的事問題ニマデ入ツテ研究ヲ遂ゲネバナラヌシ、亦、工業地帯ノ配分造

成ノ問題トカ、コレト動力給源、用水、勞働力、各種交通施設トノ關
聯トカイフ具體的ナ問題ニマデ計畫ヲ進メネバナラナイ。

國土計畫ノ仕事ハ今後計畫ヲ進メルニ從ツテ極メテ廣汎多岐ニ亘ル
コト、ナルモノト思ハレルガ之ニ就イテハ滿支兩國ノ協力ニ依リ、マ
タ廣ク民間ノ智識ト經驗ト高邁ナル識見トニヨル協力ヲ得テ立派ナ計
畫ヲ作り上ゲル様ニ努力シタイト考ヘテチル。

原稿保存用

國土計畫設定要綱

昭和十五年九月二十四日
閣議決定

第一 國土計畫設定ノ趣旨

肇國ノ理想ニ基キ、時勢ノ進運ニ對處シテ新東亞建設ノ聖業ヲ完遂スル爲ニハ、東亞諸邦ヲ對象トスル綜合的經營計畫ヲ樹立シ、之ヲ基準トシテ國力ノ飛躍的增強ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリ
即チ日滿支ヲ通ズル國防國家態勢ノ強化ヲ圖ルヲ目標トシテ國土計畫ノ制ヲ定メ、地域的ニハ滿支ヲモ含メ、時間的ニハ國家百年ノ將來ヲモ稽ヘ、産業、交通、文化等ノ諸般ノ施設及人口ノ配分計畫ヲ土地トノ關聯ニ於テ綜合的ニ合目的々ニ構成シ、以テ國土ノ綜合的保全利用開發ノ計畫ヲ樹立シ、一貫セル指導方針ノ下ニ時局下諸般ノ政策ノ統制的推進ヲ圖ラントス

第三 計畫ノ種別並運用

一 日滿支計畫

日滿支三國ヲ通ズル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ニシテ其各國ヲ以テ各單位地域トシ、之ニ對スル人ト施設トノ合理的配分方針ヲ策定スルモノトス

日滿支計畫ハ關係各國ノ行フ國土計畫的事業策定ノ基準タルベキモノニシテ、皇國ニ關シテハ中央計畫策定ノ基準タルモノトス

二 中央計畫

中央計畫ハ内外地全般ヲ對象トスル計畫ニシテ、日滿支計畫ヲ基準トシテ策定ヲ圖ルモノトシ、内外地各地方ノ特性ヲ發揮セシメ國家的見地ヨリスル國土ノ綜合的利用開發ノ計畫ヲ樹立スルモノトス

中央計畫ハ各廳所管行政ノ基準トナリテ運用セラレベク、内地ニ

於ケル各單位地域別地方計畫及外地ニ於ケル開發計畫策定ノ基準トナルノ外各廳所管ノ事業トシテ直接實施セラルベキモノトス

第三 策定要領

一、國土計畫ニ關スル調査、研究、立案ハ本計畫設定ノ趣旨ニ鑑ミ國家ノ綜合國防力ノ增強ヲ圖ルノ見地ヨリ常ニ發展的ニ統一のニ之ヲ行フモノトス

二、計畫立案ハ一定ノ目標時期ヲ定メ、日、滿、支、南洋ヲ含ム東亞共榮圈ノ確立ヲ圖ルヲ目標トシテ之ヲ企畫スルモノトス

三、計畫ニ當リテハ國土ノ愛護保全ヲ旨トシ、綜合的交通計畫、綜合的動力計畫トノ有機的關聯ニ於テ産業及人口ノ統制的配分ヲ圖ルニ重點ヲ置キ、常ニ防空上ノ考慮ヲ重視スルモノトス

四、經濟ニ關スル計畫ニ付テハ東亞共榮圈内ニ於ケル資源ノ開發、

保全、涵養ニ依ル必要物資ノ確保ト其適正ナル交流配分ヲ圖リ、併セテ國際經濟ニ於ケル優位ノ獲得ニ努ムルヲ以テ目的トス

五、人口ニ關スル計畫ニ付テハ人口ノ量的質的增強ト之ガ地域的職能的ノ適正ナル配分ヲ圖ルヲ以テ目的トス

六、基礎調査ハ各廠ノ調査ヲ統合シ、民間ノ協力ヲ得テ内外ニ亘ル關係資料ノ整備ヲ圖ルモノトス

第四 主要策定事項

一、日滿支經濟配分計畫

二、工礦業配分計畫

イ、重化學工業ノ業種別配分計畫

ロ、輕工業ノ業種別配分計畫

ハ、工業地帶配分計畫

ニ、鑛產資源開發計畫

三、農林畜水產業配分計畫

イ、農業計畫

ロ、林野計畫

ハ、水産計畫

四、綜合的交通計畫

イ、内外地交通通信整備計畫

ロ、東亞交通通信整備計畫

五、綜合的動力計畫（燃料ヲ含ム）

六、綜合的治水治山及利水計畫

七、綜合的人口配分計畫

イ、都市配置ニ關スル計畫

ロ、職能別人口配分計畫

ハ、地域別人口配分計畫

二、綜合的移民計畫

八、文化厚生施設ノ配分計畫

九、單位地域別計畫ノ基本方針

第五、事務ノ機構並其運用

一、國土計畫ハ內閣總理大臣ノ主管トシ、其事務ハ企畫院ヲシテ掌
ラシム

二、內閣ニ官制ニ依ル「國土計畫委員會」ヲ設置シ、國土計畫ノ策定並
運用ニ關スル諮問機關タラシムルコト

三、各廳ハ國土計畫ノ策定ニ參畫シ、其所管ニ從ヒ、計畫ノ内容タ
ル事項ノ調査、計畫、實施ヲ掌ル

內閣總理大臣ハ各廳ノ行フ事業ニ付國土計畫ノ運用上必要ナル統
轄ヲ行フコトヲ得ルモノトスルコト

地方計畫ニ付テモ內閣ニ於テ之ヲ統制ス

四 各廳ニ設置セラレアル各種會議、調査會、委員會等ハ必要ニ應
ジ國土計畫委員會ト密接ナル連絡ヲ保持スベキモノトシ、之ガ連
絡ノ方法ニ付テハ別途考慮スルモノトス

五 日滿支計畫ニ關スル滿支兩國トノ連絡ハ各關係所管廳ヲ通ジテ
之ヲ行フ

六 中央計畫ノ外地ニ於ケル實施ハ一般的ニ各外地官廳ノ所管トシ
拓務省（關東州ニ付テハ對滿事務局）之ヲ統制ス

極秘

對佛印支物資取得並ニ貿易方策要領

佛印支ヨリノ物資取得ノ方策トシテハ別ニ定ムル物動計畫ノ實施確保ヲ中心トスル應急方策ノ外資源ノ開發ニ重點ヲ置キ、兩方經濟施策ノ一環タル恒久方策トシテ左ノ指針ヲ導ズルヲ要ス

恒久方策

一 一般的專項

(4) 専門的現地調査ヲ實施スルコト

資源取得方策ヲ實施スルニ付テハ現地ノ詳細ナル實情ヲ確認スルノ要アル處、現在佛印支ニ付テハ一部ノ地域ヲ除クノ外ハ適確ナル調査資料存セザル爲充分ナル開發計畫ノ樹立等ニ困難ヲ感ゼリ仍テ此ノ際起業ヲ前提トシテ適確ナル調査ヲ實施スル爲官民ノ専門家ヨリ或ル調査團ヲ現地ニ派遣シ詳細ナル現地調査ヲ行ハシムルノ要アルモノト認ム

(ロ) 重要物資ニ付對日供給ノ確保方策ヲ講ズルコト

佛印支ニ於テハ生産又ハ集荷セラルル重要物資ニ付テハ本邦ニ對シ其ノ必要量ノ優先的供給ヲ保證セシムル様必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

(ハ) 現地ニ於テ邦人ノ企業經營ノ障害トナルベキ諸制限ヲ撤廢セシムルコト

現在佛印支ニ於テハ左ニ掲グル如キ事項ニ付邦人ノ企業經營ヲ制限シ居レルヲ以テ之ヲ撤廢セシムルコトハ資源開發ノ前途條件タルモノトス

1 礦業權ノ取得 現行礦業法ニ於テハ佛國人ノ同保護領人、佛國又ハ佛印支ニ本社ヲ有スル法人以外ノ者ノ礦業權取得ヲ禁ズ

2 礦物資源ノ調査及探鑛 礦業權取得ノ制限ト同様ニ制限

シ居レル外事實上ノ措置ニ於テモ相當ノ制限ヲ存ス

3 政府保留地域ノ設定 有望ナル礦物資源ノ賦存個所ニ政府ノ保留地域アリ

4 土地所有權其ノ他ノ制限 ゴム園、鹽田其ノ他ノ工場事業場敷地ニ必要ナル土地ニ付土地所有ノ禁止其ノ他ノ制限アリ

(二) 所要資材及事業送金ニ付テハ日滿支綜合開發計畫ト緊密ナル連絡調整ヲ圖リ綜合的開發計畫ヲ樹立シ之ガ供給ヲ確保スルコト

資源開發ニ必要トスル資材及事業送金ニ付テハ日滿支綜合計畫ト緊密ナル連絡調整ノ下ニ綜合的開發計畫ヲ樹立シ其ノ供給ニ付テハ之ヲ確保スル方策ヲ講ジテ事業遂行ニ遺憾ナカラシムルモノトス

(三) 邦人企業ノ進出及事業ノ遂行ニ付適正ナル統制ヲ行フコト

佛印支ニ於ケル全邦人企業ハ之ヲ統制シ、無用ノ競争ヲ防止シ豫メ資源ノ實情ニ即シ資本、技術、經驗等ノ諸點ヲ參酌スルコトトシ、各企業ノ遂行ニ付テモ現地ノ實情、對日供給等ニ鑑ミ適當ニ統制ヲ加ヘ資本、技術、資材等ヲ最モ有效ニ利用セシムルコト肝要ナリ

(ハ) 既存又ハ新設ノ企業ノ中重要ナルモノニ對シテハ其ノ株式ヲ取得スル等ノ方法ニ依リ合辦組織ト爲シテ資本的ニ之ヲ支配スルト共ニ邦人技術者ヲ現場ニ常駐セシメ其ノ卓越セル技術ヲ以テ指導監督ヲ行ヒ事實上當該企業ヲ邦人ニ依リテ管理シ積極的ナル増産ヲ期スルコトヲ緊要トス

(ト) 資源開發ニ必要ナル運輸、通信、港灣等ニ關スル施設ノ完備ヲ圖ルコト

佛印支ノ現状ニ鑑ミ要スレバ運輸、通信、港灣等ノ諸施設ヲ整備擴充シ、以テ物資ノ輸送ニ付萬全ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

(チ) 試験研究機關ヲ設置スルコト

從來佛印支ニ於ケル資源ニ關スル調査研究ハ極メテ不充分ニシテ佛本國ニ於テスラ正確ナル調査資料ヲ有セザル状態ニ鑑ミ同地方ニ於ケル資源ニ關スル試験研究機關ヲ設置シ以テ資源開發ノ樞軸タラシムルノ要アリ

ニ 物資別事項

(イ) 石炭

現存企業ヲ支配スルノ方針ニ依リ現經營者タル佛蘭西東京炭鐵會社等ノ經營ニ付要スレバ將來資本的ニ參加シ又技術的ニ指導スル等ノ方法ニ依リ之ヲ支配シ以テ出炭能率ノ向上ト對日供給ノ確保ヲ圖ルノ要アリ

(ロ) 鐵鑛

差當ツテハ臺灣拓殖株式會社ノ經營ニ係ル鑛山ノ經營ニ止ムルモノトス 尙鐵鑛資源賦存狀況ニ付テハ現在ノ處調査不充分ナル

ヲ以テ更ニ詳密ナル調査ヲ行フ要アルモノトス

(ハ) マンガン鐵、クロム鐵

差當ツテハ、安南北部及トンキンニ存スル嶺山ノ開發ヲ圖ルベキモノトス

(ニ) 錫鐵及タンクステン鐵

石炭ト同様ノ方針ニ則リ現經營者タル東京錫ウルフラム會社等ノ經營ニ資本的ニ參加シ又ハ技術的ニ指導スルヲ適切トス差當ツテハ鐵石ノ儘日本ニ輸出スルコトトスルモ出鐵量増加スルニ於テハ現地ニ製鍊施設ヲ設クルノ要アリ

(ホ) 亞鉛

錫ト同様ニ現經營者タル印度支那嶺山冶金會社等ノ諸嶺山ニ資本的ニ參加シ又ハ技術的ニ指導スルコト緊要ナリ、尙鐵石ニ付テハ錫ト同様ノ方法ヲ講ズル外現製鍊施設ヲ改良擴張スルノ要アルベシ

(N) 燐灰石

差當ツテハトシキン北部ヲオカイ附近ノ權利ヲ收メ之ガ積極的開發ヲ促進スルコト緊要ナリ而シテ現在邦人側ニ於テ利權獲得ニ付競争スルヲ以テ政府ニ於テモ速カニ一元的ナル開發方針ヲ確立シテ開發ノ促進ヲ期スルモノトス

(H) 鹽

カナ及ホソコーヘノ兩鹽田ニ對シ要スレバ我方ヨリ資本ヲ投下シ又ハ技術者ヲ派遣シテ積極的ニ其ノ改良及擴張ヲ期スルモノトス

而シテ對日輸出數量及價格ニ付テハ先方ニ於テ專賣法ヲ施行シ居ル關係上毎年度交渉シ居ル現狀ナルモ數量ニ付テハ長期ノ契約ヲ締結シ有利ナル條件ニテ優先的取扱ヲ爲サシメ價格ニ付テハ毎年度之ヲ協定スルコトトシ尙將來邦人關係ノ生産鹽ニ付テハ專賣法ノ適用ヨリ除外スル等ノ措置ヲ講ゼシムルコト緊要ナ

リ

(イ) 米及玉蜀黍

日滿支食糧不足ノ場合ニ於ケル米等ノ供給地ノ一トシテ本地域ノ重要ナルニ鑑ミ同地域ニ於ケル米等ノ取引ノ實權ヲカメテ我方ニ把握スル如ク措置スルモノトス

(ロ) ゴム

佛印支ニ於ケルゴムノ生産ハ年産約七万吨ニシテ從來殆ンド佛本國ニ輸出セラレタル處最近ニ於テハ全部對米輸出ニ向ケラレ居ル現狀ナリ

而シテ右數量ヲ確保スルトキハ本邦ノ需要額ヲ充シ得ルヲ以テ對日優先供給確保ノ方策ヲ講ズルノ要アリ。尙ゴム園ノ經營ニ關シテハゴム農園ノ獲得ヲ行ヒ佛印支ニ於ケル邦人ゴム企業進出ヲ策スルコト緊要ナリ

(ハ) 珪砂ノ取得ニ關シテハ現行ノ輸出關稅ヲ撤廢セシムルモノト

珪砂ノ取得ニ關シテハ現行ノ輸出關稅ヲ撤廢セシムルモノト

ス尙積入施設等ニ付テハ更ニ改良ヲ爲ス要アルモノト認メラル
(4) 其ノ他（棉花、漆、ヒマシ等）

棉花、漆及ヒマシ等ノ農産物ニ付テハ本邦ヨリ現地ニ技術者ヲ
派遣シテ此ノ栽培方法ヲ指導シ品質ノ改良及生産ノ増加ヲ期ス
ルト共ニ對日供給量ノ優先的確保ニ努ムルモノトス
尙棉花ニ付テハ現在ノ粗放的經營方法ヲ改善シテ近代の栽培法
ニ移ラシムルコト肝要ナリ

九

濟

閣甲第二九七號

案起

昭和十五年九月二十日

閣議決定昭和十五年九月二十日施行
裁可昭和 年 月 日行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣

齋

內閣書記官長

齋

內閣書記官

齋 齋 齋 齋

外務大臣

齋

陸軍大臣

齋

文部大臣

齋

逓信大臣

齋

厚生大臣

齋

內務大臣

齋

海軍大臣

齋

農林大臣

齋

鐵道大臣

齋

農林大臣

齋

大藏大臣

齋

司法大臣

齋

商工大臣

齋

拓務大臣

齋

別紙企畫院總裁上申

第二次特別輸入實施ニ關スル件

件

右閣議ニ供ス

通牒案

昭和十五年九月二十四日

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年九月二十一日上申(企畫院上申)第
二次特別輸入實施ニ関スル件上申ノ通
閣議決定相成候

昭和十五年九月二十四日

内閣書記官長

遞 信 大 臣	商 工 大 臣	農 林 大 臣	海 軍 大 臣	陸 軍 大 臣	大 藏 大 臣	外 務 大 臣
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

宛(各通)

内閣

拓務大臣

第二次特別輸入實施ニ關スル件
第二次特別輸入實施ニ關シ別紙ノ通
閣議決定相成候條依命此段及通牒候

内閣



主任 第四部 三島 調査官

企畫院上申第一九一號

昭和十五年九月二十一日

企畫院總裁 星野直樹



內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

第二次特別輸入實施ニ關スル件

第二次特別輸入實施ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及上
申候

內閣

16

極秘

第二次特別輸入實施ニ關スル件

一 最近ニ國際情勢ノ變轉ニ對慮シ昭和十五年年度要輸入物資中ノ一部繰上輸入及特別輸入（昭和十五年六月四日及八月九日閣議決定）ヲ決定實施中ノ虞最近ニ於ケル海外事情ノ變化ニ鑑ミ將來取得困難ヲ豫想セラ
ルル要輸入重要物資ニ付更ニ別記ノ適宜ニ次特別輸入ヲ行フモノトス
前項ノ特別輸入ハ概ネ十月末日迄ニ少ク共仕出地ニ於ケル船積完了チ
目標トシ之ガ買付ノ時期、數量等ニ付テハ關係各廳ニ於テ緊密ナル連
絡ヲ圖ルモノトス

二 右ニ要スル資金ハ昭和十五年年度貿易計目ノ實施等ニ依リ訂定スルモノトス

三 右特別輸入物資ハ之ヲ軍需民需ニ區分スルコト無ク一括シテ民間業者又ハ其ノ團體ヲシテ輸入シ之ヲ保管セシムルモノトシ之ガ輸入保管ノ實施方法等ニ付テハ主務官廳ニ於テ別途之ヲ定ムルモノトス

四 今後ニ於ケル物動計畫ノ實施ニ當リテハ國際情勢ノ急變ニ備フルコトヲ得ル如ク生産力擴充計畫等ニ再檢討ヲ加ヘ重要國防資源ノ自給促進ニ重點ヲ置キ貿易計畫ノ調整、重要物資ノ生産、配給ノ統制及消費規正ノ強化ヲ行ヒ以テ物資ノ國內保有ノ增強ヲ圖リ物資全般ニ亘リ総合的供給力ノ長期持續ニ努ムルモノトス

五 右特別輸入實施ノ爲備船料ノ特別増加ヲ必要トスル場合ニハ第三四半期ニ於ケル一般輸入資金ヨリ融通スルモノトス

(別記)

品名	單位	數量	金額 (千圓)	輸入先
マンガン	噸	一六〇、〇〇〇	九六〇〇	印
タロム	噸	二五、〇〇〇	一、六二五	比、印
リブレン	噸	一、二〇〇	四八〇	米
ワナヂウム	噸	一八三	二、三九〇	米
ニツケル	噸	三〇、〇〇〇	二、三七五	ニューカレドニア、セレベス
ニツケル	噸	マツト二〇〇〇	三、〇〇〇	ニューカレドニア
コバルト	噸	三〇	七〇〇	米、白
霧	噸	一三、〇〇〇	一、四九三	米
鉛	噸	一九〇、〇〇〇	六、八四〇	加、暹、米
錫	噸	二六、〇〇〇	一〇、四〇〇	海峽植民地
アンチモン	噸	一、五〇〇	九〇〇	オリビア
水銀	噸	一〇〇	二、七〇〇	西、伊、米
水晶石	噸	五八〇〇	四、九三〇	米

高級石綿	普通石綿	羊毛	黄麻 (一部マニラ麻等 含ム)	クニニ材料	等二種原油	普通揮發油	高級機械油	硝酸ソーダ	石油鑿井機	合計
應	美	英	暹	好	好	、	、	暹	臺	
1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000
650	270	270	1,000	700	800	1,000	1,000	1,300	2,000	1,276
加、南阿	加	英、南阿、アルゼンチン	印、(比)	南米	米	米	米	南米	南米	米

(備考) 國別輸入数量ハ買付交渉ノ結果ニ依リ決定スルモノトス
尙輸入先モ右ニ伴ヒ變更アルベキモノトス

極秘

閣下第八五號

案起

昭和十五年六月四日

閣議決定

昭和十五年六月四日施行

昭和 年 月 日

內閣總理大臣

五

內閣書記官

內閣書記官

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

遞信大臣

五

厚生大臣

五

內務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙企畫院總裁上申

昭和十五年年度繰上輸入ニ関スル

件
昭和十五年六月三日
右閣議
供
閣議
閣議

通牒案

昭和十五年六月四日

內閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年六月三日企畫院上申第二三規
上申昭和十五年度繰上輸入三関スル件
上申通閣議決定相成候

内

企畫院上申第一一三號

昭和十五年六月三日

企畫院總裁 竹内可

吉



内閣總理大臣 米内光政 殿

昭和十五年度繰上輸入ニ關スル件

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ重要物資繰上輸入ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成
様致度此段及上申候

明甲二八五

内閣

極秘

55

昭和十五年度繰上輸入ニ關スル件

- 一、 國際情勢ノ變轉ニ對處シ昭和十五年度物資動員計畫上同年七月以降ニ於テ當然第三國ヨリ輸入ヲ必要トスル物資中別記物資ヲ概ネ八月末日迄ニ繰上輸入スルコト
- 二、 前項輸入ノ實施ニ當リテハ買付ケノ時期數量等ニ付關係廳間ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

昭和十五年度繰上輸入品目内譯表

(括弧内ハ金額ヲ示シ其ノ單位ハ千圓トス)

品目	單位	A	B	C	計	備考
屑鐵	噸	1	3,000	2,700	3,000	
特殊鋼	噸	1,000	1,900	1,500	1,900	
コバルト	噸	500	100	100	500	
電氣銅	噸	1,000	600	1,000	1,000	
鉛	噸	500	350	500	500	
水銀	噸	100	1,200	1,350	1,200	
石綿(高)	噸	400	1	1	400	

計	其他	軸受	醫藥	加里	酸化コバルト	生酒石酸	エチルフルト	機械油	航空揮發油	第一種原油	埃及綿擔
圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千	圓千
(11,512,20)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	—	—	—	(500)	(1,000)	(1,000)	—	—
(11,911,20)	(4,828)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4,455,50)	(537)	—	—	(200)	(1,000)	(2,000)	(500)	—	—	(1,000)	(1,000)
(10,970,00)	(4,288)	(1,000)	(1,000)	(1,200)	(1,000)	(1,000)	(350)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)

極 祕 文 書	及一 部 運 送 件	及一 部 運 送 件	至自 七五 二五	部 八 十 號
------------------	------------------------	------------------------	----------------	------------------

左記文書送付候條御査收相成度候

内閣官房總務課長殿



全書院總務課長殿

極 祕 文 書 送 付 票	昭和二十六年六月三日	全書院總務課長殿
---------------------------------	------------	----------

印刷物配付控

。米穀等ノ特別輸入ニ関スル件

整理番號

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
商工大臣	農林大臣	文部大臣	司法大臣	海軍大臣	陸軍大臣	大藏大臣	内務大臣	外務大臣	總理大臣	原議用

整理番號

。昭和十五年年度繰上輸入ニ関スル件

65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
商工大臣	農林大臣	文部大臣	司法大臣	海軍大臣	陸軍大臣	大藏大臣	内務大臣	外務大臣	總理大臣	原議用

18 17 16 15 14 13 12

進信大臣
鐵道大臣
拓務大臣
厚生大臣
内閣書記官長
法制局長官

72 71 70 69 68 67 66

進信大臣
鐵道大臣
拓務大臣
厚生大臣
内閣書記官長
法制局長官
附甲三三三
附乙三三三
附丙三三三
附丁三三三
附戊三三三
附己三三三
附庚三三三
附辛三三三
附壬三三三
附癸三三三



閣甲第二五三號

案起

昭和十五年八月八日

閣議決定

昭和十五年八月九日施行

昭和十五年八月九日

內閣總理大臣 *齋藤*

內閣書記官長



內閣書記官 *福田*



外務大臣

齋藤

陸軍大臣

齋藤

文部大臣

橋本

遞信大臣

若原

厚生大臣

齋藤

內務大臣

齋藤

海軍大臣

角田

農林大臣

齋藤

鐵道大臣

若原

星野
企業院總裁

若原

大藏大臣

齋藤

司法大臣

齋藤

商工大臣

齋藤

拓務大臣

齋藤

別紙企畫院總裁上申

特別輸入實施ニ関スル件

右閣議ニ供スルニ関スル

四ノ全量ニ懸テ申

大正六日 新 日

大正六日 新 日

大正六日 新 日

大正六日 新 日

大正六日 新 日

通牒案

昭和十五年八月九日

内閣書記官長

昭和三十五年八月九日

内閣書記官長

外務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

農林大臣

商工大臣

逓信大臣

宛(若通)

拓務大目

陸上大目

特別輸入實施ニ関スル件

特別輸入ニ関スル別紙ノ通閣議決定相
成候條依命此段及通牒候

大藏大目

通牒案ニ

昭和十五年八月九日

内閣書記官長

内閣書記官長

企畫院總裁宛

依命通牒

昭和十五年八月八日上申(企畫院上申第一六一號)特別
輸入實施ニ関スル件—上申ノ通關議決
定相成候

企畫院上申第一六一號

昭和十五年八月八日

主任 第四部 菅原書記官

企畫院總裁 星野直樹

內閣總理大臣 公爵 近衛文麿 殿

特別輸入ニ關スル件 ^{實施}

特別輸入ニ關シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及上申候



附甲 二五三

內閣

特別輸入實施ニ關スル件

- 一 變ニ國際情勢ノ變轉ニ處シ昭和十五年度要輸入額中ノ一部繰上輸入ヲ行ヒタル處（昭和十五年六月四日閣議決定）時局ニ鑑ミ今回更ニ別記ノ特別輸入ヲ行フモノトス
前項ノ特別輸入ハ九月末日迄ニ之ヲ行ヒ買付ノ時期、數量等ニ付テハ關係各廳ニ於テ緊密ナル連絡ヲ圖ルモノトス
- 二 右特別輸入ニ要スル資金ハ昭和十五年度貿易計畫ニ定メラレタルモノノ外別途輸入力増強ノ特別措置ヲ施ジ之ヲ調達スルコトトシ昭和十六年度ニ於テ之ガ調整ヲ行フモノトス
- 三 右ノ特別輸入ニ關聯シ速カニ國際情勢ノ變化ニ即應シ得ル如ク生産、配給ノ統制ヲ強化シ、消費規正ヲ行ヒ國內重要物資ノ保有増加ヲ圖ルモノトス

資源名	數量 (噸)		金額 (千圓)		合計	備考
	A	B	A	B		
屑鐵	1	10000	1	1600	1600	
特殊鋼	2000	3000	2000	10000	12000	
モリブデン鑛	1	500	1	2100	2100	
コバルト	100	1	1400	1	1400	
電氣銅	5000	28000	6000	33600	39600	
鉛	6380	10000	2300	5600	7900	
亞鉛	1	17000	1	800	800	
錫	1300	1	5850	1	5850	
アンチモン	1	200	1	300	300	
水銀	20	103	520	2678	3198	
石綿	150	1400	100	1950	2050	
雲母	50	60	500	480	880	

取得不能ノ場合ハ
特殊鋼ヲ輸入ス

別記

極秘

72

昭和十五年度繰上輸入ニ關スル件

昭和十五年六月四日閣議決定

- 一 國際情勢ノ變轉ニ對處シ昭和十五年度物資動員計畫上同年七月以降ニ於テ當然第三國ヨリ輸入ヲ必要トスル物資中別記物資ヲ概ネ八月末日迄ニ繰上輸入スルコト
- 二 前項輸入ノ實施ニ當リテハ買付ケノ時期數量等ニ付關係應問ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコト

計	其他	軸受	醫藥	加里	酸化コバルト	生酒石	エチルソルト	機械油	航空揮發油	第一種原油	埃及綿擔
圓千	、	、	圓千	、	、	圓	、	、	、	、	、
(117,120)	(1,000)	(1,000)	(100)				(300)	(2,000)	(1,100)		
(117,120)	(1,000)										
(5,400)	(537)		(200)	(1,000)	(1,000)	(400)				(1,000)	(1,000)
(107,000)	(1,000)	(1,000)	(1,100)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(300)	(200)	(1,100)	(1,000)	(1,000)